

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（実施方針）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針		3	1	1	(6)		エ	(7)	f	工事監理	工事監理に必要な資格はありますでしょうか。ある場合、最低限必要な資格と、あると望ましい資格をご教示頂けますでしょうか。	①建設業法の規定による機械器具設置工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること ②平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「電気」若しくは「機械器具設置」に登録を認められている者などを想定していますが、入札公告時に提示します。
2	実施方針		3	1	1	(6)		エ	(7)	d	消化脱水汚泥及び分離液脱水汚泥（以下「消化汚泥等」という。）の受入業務	消化脱水汚泥や分離液脱水汚泥の移送については、既設のポンプなどを使用する場合は想定されますが、その場合、受け入れ量の管理のみと考えて良いでしょうか。	入札公告時に提示を予定している施設運転月報（閲覧）ご参照ください。
3	実施方針		3	1	1	(6)		オ	(7)	a	市からのサービス対価	交付金対象範囲及び交付金額はそれぞれいつ決定されるかご教示下さい。交付金の決定が提案書提出後である場合には、入札公告にて市より提案書を作成する上での条件が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、入札書類および提案書類提出後に交付金が減少した場合であっても、当該減少額は割賦払いではなく、交付金支払いと同時に事業者へお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	交付金の決定は提案書提出後になります。交付金が減少した場合、当該減少額は割賦払いになることを想定しています。
4	実施方針		3	1	1	(6)		オ	(7)	a	市からのサービス対価	「～設計業務及び建設業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定である。」とありますが、出来高額は事業者と事前協議して頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	事業者からの報告によるモニタリングにおいて出来高を確認することになります。
5	実施方針		3	1	1	(6)		オ	(7)	a	市からのサービス対価	「～設計業務及び建設業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定である。」とありますが、建設費についても適用でよろしいでしょうか。	建設費についても該当すると考えております。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	「市は事業契約に定める額を原則として支払う」とありますが、原則にかかる内容としては、モニタリングの結果などにより、減額等の可能性があることを考慮されたものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針		4	1	1	6		オ	(7)	b	管理運営の対価	「将来燃料化物および焼却灰(改良土)に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合」と記載ありますが、「現在の想定を超えての変動」の定義に関しては、入札公告で提示していただけないということでしょうか。	想定を超える変動について定義することは難しいと考えております。
8	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	管理運営費のお支払い方法(従量制・固定制など)を御教示下さい。	入札公告時に提示します。
9	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	「燃料化物の購入の対価については、PFI事業者が市へ支払う」とされておりますが、「燃料化物の購入の対価」については、PFI事業者が応募時に提案を行なうものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には(一定の条件のもとで)提案いただくことを想定しています。詳細は入札公告時に明らかにします。
10	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	燃料化物に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合、市とPFI事業者は燃料化物の購入の対価について協議できることになっておりますが、価値の変動とは、燃料化物の利用における輸送費や灰処理費など有効利用に係る費用の変動を考慮されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には燃料化物そのものの価値を想定しています。
11	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	市からSPCが購入する燃料化物の単価は、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No9をご参照ください。
12	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	燃料・改良土等の単価<参考>	燃料化物の単価について、「1,000円/t」と記載がありますが、近年の類似案件では『100円/t以上』とだけ規定され、事業者側で単価を提案できる事例が多く見られます。本事業においても単価設定については事業者側で提案可能なものと理解で宜しいでしょうか。	No9をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(7)	b	管理運営の対価	燃料化物・焼却灰に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合、協議を行うとありますが、具体的な数値で想定を超える変動についてご教示頂けますでしょうか。	No7をご参照ください。
14	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(4)		PFI事業者の改良土販売による収入	「改良土プラントの管理運営に関する業務は…改良土販売収入にて全てまかなう独立採算事業」とありますが、H27.4.7貴市記者発表資料にて公表された「想定される事業スキーム」では改良土販売もサービス購入料での事業契約となるように見受けられます。実施方針に記載のように改良土プラントの管理運営業務は独立採算事業として理解してよろしいでしょうか。	実施方針に記載のように改良土プラントの管理運営業務は独立採算事業とご理解ください。
15	実施方針		4	1	1	(6)		オ	(4)		PFI事業者の燃料化物販売・改良土販売による収入	独立採算との記載がありますが、単年度毎の採算性の妥当性の説明は必要でしょうか。	管理運営段階でのモニタリングでは事業の状況をご報告いただくことを想定しています。
16	実施方針		5	1	1	(7)					事業スケジュール(予定)	基本協定の締結から事業契約の締結までの間に事業契約の解釈について、市とPFI事業者が協議ができると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針		8	2	1	(2)					選定の方式	総合評価一般競争入札方式（加算式）にて落札者を選定しますが、本事業の予定価格は入札公告時に公表されるのでしょうか。	予定価格は入札公告時に公表する予定です。
18	実施方針		8	2	1	(2)					選定の方式	本件は総合評価一般競争入札方式（加算式）との記載がありますが、本件入札は最低制限価格が設定されますでしょうか。また、入札公告段階で、予定価格は公表となりますでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。予定価格は入札公告時に公表する予定です。
19	実施方針		8	2	1	(2)					選定の方式	本件は総合評価一般競争入札方式（加算式）と記載がありますが、加算の算出方法は公表されますでしょうか。	入札公告時に公表する予定です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
20	実施方針		8	2	1	(3)		イ			審査の方法	「副産物の発生時の市の処分費」とは、どのような意味でしょうか。	副産物の処分費の扱いについては、入札公告時にお示しします。
21	実施方針		11	2	2	(2)		ア			現地見学時期	現地見学について、今後、入札公告がなされた以降にも現地見学の機会があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告後に現地見学は予定しておりません。
22	実施方針		11	2	2	(2)		エ			試料提供	試料提供を当該現地見学時以外にも受けることは可能でしょうか。燃料化設備等の設計に使うほか、燃料化物の有効利用業務にあたる者の評価等にも必要なため、必要に応じて提供願いたく存じます。また、上記の用途で、事業契約締結前でもトン単位で試料提供を頂くことは可能でしょうか。	若干の試料提供は可能ですが、トン単位での提供は想定していません。
23	実施方針		12	2	2	(3)		イ			実施方針時の質問回答の有効性	今回の実施方針、要求水準書（案）に関する質問回答は、入札公告以降も有効との理解で宜しいでしょうか。（有効で無い場合は、入札公告以降に今回と同様の質問をする必要があります）	基本的には有効ですが、今後、同一事項について異なる内容をお示しした場合には、後の内容が優先されることとなります。
24	実施方針		12	2	2	(3)		イ			非公表を希望する質問	質問者が自ら公表を希望しない旨を明示した質問について、市の判断により公表しようとする場合は、事前に連絡をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公平性の観点から一部の質問者のみに回答することは好ましくなく、原則として受け付けた質問（回答）は公表します。
25	実施方針		13	2	3	(1)		イ			SPCへの出資者	「なお、建設業務にあたる者、…はSPCに出資すること」とありますが、SPCから見て1次下請けの業者の出資が求められる(2次下請けは出資は求められない)、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針		13	2	3	(1)		イ			応募者の構成等	「～なお、建設業務にあたる者、管理運営業務にあたる者はSPCに出資すること。」とありますが、建設業務にあたる者および管理運営業務にあたる者がそれぞれ2者以上の場合には全者が「構成員」となり、SPCに出資するというのでしょうか。	特に全者でなくても、各業務にあたる者の代表者が出資すれば条件は満たされますが、適切な業務遂行ができるようお考えください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
27	実施方針		13	2	3	(1)		イ			応札者の構成等	建設業務にあたる者、管理業務にあたる者はSPCに出資することとありますが、協力会社はこれらの業務に参画できないということでしょうか。	出資しない協力会社も業務に参画することは可能です。
28	実施方針		13	2	3	(1)		エ			応募者の構成等	「応募グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社又は親会社は、他の応募グループの構成員及び協力会社になることはできない」と要件が定められております。 加えて但し書きで、「ただし、燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者は重複参加を認める」とされております。これは、「応募グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社又は親会社」に該当しない者が、「燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者」である場合は、他の応募グループに「重複参加を認める」と解釈してよろしいでしょうか。	例えば、ある応募グループの構成員の子会社が「燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者」に該当する場合、重複参加を認めるという理解になります。
29	実施方針		13	2	3	(1)		エ			応募者の構成等	応募グループの構成員であっても、燃料化施設の管理運営業務にあたる者で、且つ、燃料化物の有効利用業務にあたる者が他の応募グループに重複参加できないとの理解で宜しいでしょうか	ご質問の場合には重複参加可能になります。
30	実施方針		13	2	3	(1)		エ			応募者の構成等	「ただし、燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者は重複参加を認める。」との記載がありますが、これらの者は複数グループの構成員にも協力会社にもなることのできるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針		14	2	3	(2)		イ	(7)		設計業務にあたる者	技術者の要件について、入札参加資格申請書提出日などを基準に、最低雇用期間などの設定があれば御教示下さい。	設計業務にあたる者についての最低雇用期間は、現時点では特に想定していません。
32	実施方針		14	2	3	(2)		イ	(7)		設計業務にあたる者	設計に関する業務を複数で行う場合は、その全ての企業が要件a～dを満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	複数で行う場合は、その複数の企業で全ての要件を満たせば結構です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
33	実施方針		14	2	3	(2)		イ	(7)		設計業務にあたる者	設計業務にあたる者として、「a.管理技術者及び照査技術者」と「b.担当技術者」が規定されております。それぞれに資格要件が定められておりますが、「a.管理技術者及び照査技術者」と「b.担当技術者」のいずれの資格要件も満足する者は、「a.管理技術者及び照査技術者」と「b.担当技術者」のいずれも兼任することができるかと解釈してよろしいでしょうか。	管理技術者は、担うべき役割が十分に果たされることを前提に可能とします。一方、照査技術者は、本事業の設計業務の兼任は認めません。
34	実施方針		14	2	3	(2)		イ	(7)		設計業務にあたる者	管理技術者及び照査技術者および担当技術者は各々を満たす資格を有する技術者であれば兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	No33をご参照ください。
35	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(4)	a	建設にあたる者	建設業許可について「機械器具設置工事」と「建築一式工事」を受けている事が資格要件に挙げられていますが、建設業務を複数社で請負う場合、それぞれの企業が所有していない建設業許可を補完し合うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(5)		燃料化物の有効利用業務にあたる者	「当該自治体と燃料化物の利用について協議し、協議した証を提出すること」とありますが、協議した証の書式等は自由でよろしいでしょうか。また、その証に必ず記載すべきことはありますでしょうか。	入札公告時に様式等を明らかにします。
37	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(5)	b	燃料化物の有効利用業務にあたる者	「燃料利用先における自治体……当該自治体と燃料化物の利用について協議し、協議した証を提出」となっていますが、証とは具体的にどのような書類を示している御教示下さい。	No36をご参照ください。
38	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(5)	b	燃料化物の有効利用業務にあたる者	燃料化物の有効利用業務にあたる者とは、燃料化物有効利用の仲介や斡旋を行う者ではなく、実際に有効利用する者との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
39	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(5)	b	燃料化物の有効利用業務にあたる者	地方自治体に対する事前説明を行った証とは、協議の内容を記録した書面を入札書類及び提案書類提出までに提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
40	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(a)	b	燃料化物の有効利用業務にあたる者	事業期間中、燃料化物を購入する旨の確約を提示することとありますが、確約の提示方法はどのように考えておりますでしょうか。	入札公告時に様式等を明らかにします。
41	実施方針		15	2	3	(2)		イ	(a)	b	燃料化物の有効利用業務にあたる者	「なお、燃料化物の有効利用業務にあたる者または応募グループの代表企業は、燃料利用先における自治体の関係法令等の規制状況を把握したうえで、当該自治体と燃料化物の利用について協議し、協議した証を提出することとする。」との記載がありますが、具体的な書類としては議事録でよろしいでしょうか。	No36をご参照ください。
42	実施方針		17	2	4	(1)					著作権	提案書の著作権は応募者に帰属することを踏まえ、貴市が提案書の一部または全部を使用する場合は、該当する提案書の著作権を有する落札者または応募者へ事前連絡を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
43	実施方針		17	2	5	(2)					SPCの設立等の要件	「代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えることとする」とありますが、代表企業の議決権割合が「最大」かつ「2分の1以上」という理解でよろしいでしょうか。	代表企業の議決権割合が最大で、構成員全体の有する議決権の割合が全議決権の2分の1を超えれば、必ずしも代表企業の議決権割合が2分の1以上でなくても結構です。議決権割合は、適宜、適切とお考えになる形で設定してください。
44	実施方針		17	2	5	(2)					SPCの設立等の要件	「なお、応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、……。」との記載がありますが、一方で燃料化物の有効利用業務にあたる者はSPCに出資することは必須ではないと読めます（P.13,3(1)イ）。燃料化物の有効利用業務にあたる者であっても、構成員となる場合はSPCへの出資が必須であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
45	実施方針		19	3	3	(2)					モニタリング費用の負担	市とPFI事業者のモニタリング区分をご教示ください。(市が実施する項目、PFI事業者が実施する項目)	モニタリング基本計画(案)をご参照ください。
46	実施方針		20	4	1						立地条件	「所在地」として既設の「改良土プラント内」との記載がありますが、改良土プラントについては従来の設備と異なる位置に設置されたいと考えます。その場合、今回の事業で設置する改良土プラントの建設用地は、どの程度の面積を想定されているのか御教示ください。	入札公告時にお示しします。
47	実施方針		20	4	1						立地条件	記載されているのは現行改良土プラントの条件かと思われます。今回の設置場所にかかる立地条件についてご教示いただけますでしょうか。また設置可能面積について合せて御教示いただけますでしょうか。	No46をご参照ください。
48	実施方針		20	4	2						本施設の規模等	計画年間処理量については、設備稼働率をどの様に設定しても良いでしょうか。その場合、無償で使用できる既設のピットなどの活用を前提とすることでよいでしょうか。	要求水準書(案) P12 処理施設規模等をご参照ください。
49	実施方針		20	4	2						本施設の規模等	処理対象物が北部汚泥資源化センターで発生する消化汚泥等、と「等」に相当するものは具体的には何があるのでしょうか。	要求水準書(案) P11 処理対象物をご参照ください。
50	実施方針		22	6	3						金融機関と市の協議	「金融機関と協議を行い、直接協定を締結する」とあるがどのような事態を想定されているか御教示下さい。	何らかの事由により事業継続が困難になるなど不測の事態を想定しています。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
51	実施方針		23	7	3	(2)					PFI推進機構	「応募者は自らの責任において…」とありますが、出融資の応募については、かなり詳細な応募者情報の提供が必要になると想像します。複数者が応募を希望した場合の情報管理への考え方についてご教示願います。	本事業はPFI推進機構の出融資を確約するものではありません。情報管理につきましては、株式会社民間資金等活用事業推進機構にお問い合わせください。
52	実施方針		23	7	3	(2)					その他の支援に関する事項	「PFI推進機構」に関して、「応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として、本事業に応募することができる。」との記載がありますが、利用する場合と利用しない場合で加点・減点などの制限はありますか。	審査項目において考慮することを想定しています。入札公告時にお示しします。
53	実施方針		23	7	3	(2)					株式会社民間資金活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	「株式会社 民間資金等活用事業推進機構の出融資」について「利用することを前提として、本事業に応募することができる」とされております。これは、応募者は当該出融資を利用することが可能であり、応募する際に当該出融資を利用することを証明する書面等を提出すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	実施方針		23	7	3	(2)					株式会社民間資金活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	「～応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として、本事業に応募することができる。」との記載があるので、当該出融資を利用せずに本事業に応募することが可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	1	25								共通 物価変動リスク	「インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)」はPFI事業者の負担となっておりますが、「一定の範囲」の定義に関しては、入札公告で提示して頂けるということで宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
56	実施方針	1	25								共通 物価変動リスク	「一定の範囲内」とは具体的にどの程度でしょうか。	No55を参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
57	実施方針	1	25								リスク分担表	処理対象物である汚泥等の性状や成分に起因して、「燃料化物の買取」や「改良土の販売」が行われないリスクは、「市の事由により、燃料化物の買取りが行われないリスク」や「市の事由により、改良土の販売が行われないリスク」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	処理対象物である汚泥等の性状や成分に起因の内容により個別検討することになります。
58	実施方針	1	25								共通 物価変動リスク	「一定の範囲内」について、定量的な数値でご教示願います。	No55を参照ください。
59	実施方針	1	25								共通 物価変動リスク	物価変動のリスク負担の区分けの「一定範囲内」の具体的範囲はどの程度を想定しているのか教授ください。	No55を参照ください。
60	実施方針	1	25								共通 不可抗力リスク	本項目に放射能によるリスクも含まれていると考えますがいかがでしょうか。	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質によるものは含まれません。新たに事故が発生した場合は、不可抗力に該当するか否かは個別の事象ごとに判断します。
61	実施方針	1	25								調査・設計・建設 用地等リスク	既存建物（管理棟、汚泥ピット）の瑕疵で提示する図面等から判断不可能なものと記載がありますが、図面と現物が異なる場合の対応はどのようになりますでしょうか。	別途協議といたします。
62	実施方針	1	26								調査・設計・建設 測量調査リスク	PFI事業者が実施した測量・調査をした結果については、市殿の確認・承諾行為はありますか？また、確認や承諾がない場合は、この結果を基に事業者側が設置場所について、自由に判断してもよろしいでしょうか。	PFI事業者が実施した測量・調査をした結果については、市が確認いたします。
63	実施方針	1	26								管理運営 備品等納品遅延 リスク	備品等納品遅延リスクをPFI側が負担とあるが、それを回避するために主要部品を予備品として建設費に算入しても良いでしょうか。	予備品を付属品として建設費に含まれることは可能です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
64	実施方針	1	26								管理運営 消化汚泥等の供給	注3「経常的な季節変動ほか一定の範囲内の変動は、PFI事業者の負担とする」とありますが、「一定の範囲」の定義に関しては、入札公告で提示頂けるということで宜しいでしょうか。	脱水汚泥性状の範囲は、要求水準書（案）P14をご参照ください。 「一定の範囲」の定義提示は予定しておりません。 脱水汚泥の供給実績は、入札公告時に提示を予定している施設運転月報（閲覧）にて確認頂けます。
65	実施方針	1	26								管理運営 消化汚泥等の供給	注3にて「一定の範囲内での変動は、PFI事業者の負担」とあります。消化汚泥の質については、要求水準書P.14の図3-3-2に示す範囲内を一定の範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	実施方針	1	27								管理運営 燃料化物の買取りに関するリスク	「市の事由により、燃料化物の買取りが行われないリスク」には、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質が汚泥に含まれることに伴い、製造した燃料化物が買取り・販売出来ないというリスクが含まれるということでしょうか。	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質によるものは含まれません。
67	実施方針	1	27								管理運営 燃料化物の買取りに関するリスク	放射性物質が燃料化物に含まれていることによって買取り及び利用が行われなかった場合のリスクは市殿にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No66を参照ください。
68	実施方針	1	27								管理運営 改良土の販売に関するリスク	「市の事由により、燃料化物の買取りが行われないリスク」には、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質が汚泥に含まれることに伴い、製造した改良土が販売出来ないというリスクが含まれるということでしょうか。	No66を参照ください。
69	実施方針	1	27								管理運営 消化ガスの供給	注3「経常的な季節変動ほか一定の範囲内の変動は、PFI事業者の負担とする」とありますが、「一定の範囲」の定義に関しては、入札公告で提示頂けるということで宜しいでしょうか。	No64, 65を参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
70	実施方針	1	27								注3	「やむを得ない……一定の範囲内での変動は」とは具体的にどの程度か御教示下さい。	No64, 65をご参照ください。
71	実施方針	1	25								調査・設計・建設 用地等リスク	建設に要する資材置き場等の確保に関する事はPFI事業者のリスク負担となっておりますが、仮設物として資材の仮置き場（事務所、駐車場等）が必要と考えます。 ・仮設物として事務所、資材置き場、駐車場等が想定されますが敷地の広さに制限がある場合はご教示下さい。 ・上記に費用が発生する場合はご教示下さい。 ・これらの仮設物の設置にあたり、PFI事業者が貴資源化センター外に用地を確保する必要があるか御教示下さい。	PFI事業者が必要とする仮置き場の条件（面積等）を踏まえ、可能な範囲で提供する予定です。
72	実施方針	1	26								管理運営 既存の施設・整備の瑕疵リスク	4号炉と5号炉の管理運営期間に設備の大規模補修が必要となった場合の費用は、提示図書からの推定が困難なため、市の負担と考えてよろしいですか。	5号炉に関してはご理解のとおりです。 4号炉の大規模修繕は想定していません。